

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇二―

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三―）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百八十五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十五」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。